

環境関連法規制等の動き 2014年4月 (2014.2.18～2014.3.24)

1. 法令情報

1-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

＜環境省令第3号＞(2014.2.28告示、同日施行)

PCB廃棄物を保管する事業者が、毎年報告している「PCB廃棄物の保管及び処分状況報告書」等(様式1～3)に、高濃度と低濃度PCB廃棄物を判断するために、型式欄と区分欄が追加されました。併せて、譲受け・譲渡し先に、従来明文化されていなかった低濃度PCB廃棄物処理をしている無害化処理認定業者と収集運搬業者が追加され、法的に明確になりました。

PCB廃棄物を保管する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17820>

1-2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令

＜政令第68号＞(2014.3.19公布、2014.5.1施行)

エンドスルファン及びヘキサブロモシクロドデカンが第1種特定化学物質に追加されました。また、ヘキサブロモシクロドデカンで防炎処理した生地等が輸入禁止製品に指定されました。

上記2物質を使用・輸入する事業者に適用されます。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17888>

1-3. 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第47号＞(2014.3.7告示、同日施行)

工作機械等の消火装置に用いられる電気式や撃針点火式の消火用ガス発生器について、火薬類取締法の適用除外範囲が拡大されました。また、海外で実績のある、心臓疾患患者用の着用型自動除細動器が適用除外に新たに追加指定されました。

消火用ガス発生器と着用型自動除細動器の製造・輸入・販売事業者に適用されます。

＜参考＞経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260307-2.html

1-4. 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令

＜厚生労働省令第15号＞(2014.2.28公布、2014.4.1施行)

近年の知見からきわめて低い濃度でも影響があることが判明した、亜硝酸態窒素等に関する下記5法令が改正されました。基準値は各法令を参照してください。

- ①「水質基準に関する省令」の、水道より供給される水の基準に、亜硝酸態窒素を追加。
- ②「水道法施行規則」の水質検査に、亜硝酸態窒素を追加。
- ③「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」の浸出等に関する基準に、亜硝酸態窒素等を追加。
- ④「水道施設の技術的基準を定める省令」の薬品基準に、亜硝酸態窒素等を追加。
- ⑤「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」の水質検査に、亜硝酸態窒素を追加。

水道事業者に適用されます。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495130112>

1-5-1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件

＜環境省告示第39号＞(9件共2014.3.20公布、同日施行)

1-5-2. 地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件

＜環境省告示第40号＞

1-5-3. 環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件

＜環境省告示第41号＞

1-5-4. 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法の

一部を改正する件 <環境省告示第42号>

1-5-5. 水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づき、

環境大臣が定める測定方法を定める件の一部を改正する件 <環境省告示第43号>

1-5-6. 土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件 <環境省告示第44号>

1-5-7. 土壌汚染対策法施行規則第6条第2項第2号の規定に基づく環境大臣が定める地下水に

含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法の一部を改正する件 <環境省告示第45号>

1-5-8. 土壌汚染対策法施行規則第6条第3項第4号の規定に基づく環境大臣が定める

土壌溶出量調査に係る測定方法の一部を改正する件 <環境省告示第46号>

1-5-9. 土壌汚染対策法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく環境大臣が定める

土壌含有量調査に係る測定方法の一部を改正する件 <環境省告示第47号>

1,1-ジクロロエチレンの土壌の汚染に係る環境基準が、0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に緩和されました。併せて、日本工業規格(JIS)K0102(工場排水試験方法)の改正に伴い、分析技術の向上及び新たな分析方法が導入されたので、亜鉛・りん・砒素等の試験方法について、従来方法に加え、新たな測定方法も選択できるように、試験方法が追加されました。

1,1-ジクロロエチレン使用と水質検査を行う事業者に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17920>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17919>

1-6-1. 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について

<環境省告示第15号>(2件共2014.3.4告示、2014.4.1施行)

1-6-2. 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する

基本方針の変更について <環境省告示第16号>

-1は、1品目の追加と、35品目の判断の基準等の見直しが行われ、対象品目は267品目になりました。

-2は、省エネルギー改修事業に係る契約、電気の供給を受ける契約について変更されました。

国及び独立行政法人等の調達に適用されます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17710>

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17709>

1-7. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の5第1項に規定する

廃棄物処理センターを指定した件 <環境省告示第38号>(2014.3.20公示)

廃棄物処理センターは、公共の信用力を活用して安全性・信頼性の確保を図りつつ、民間の資本・人材等を活用して廃棄物処理施設の整備を図るため、公的主体の関与した一定の法人等が、環境大臣により指定された施設です。今回、沖縄県名護市の沖縄県環境整備センター株式会社が、指定を受けました。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140320/20140320h06253/20140320h062530000f.html>

1-8-1. 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令

<経済産業省令第11号>(2件共2014.3.17公布、2014.4.1施行)

1-8-2. 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示

及び発電用火力設備に関する技術基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

<経済産業省告示第50号>

-1では、液化天然ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則の3法令、-2では題記2法令が改正されました。これらの法令は、学校や福祉ホーム等の、第1種保安物件からの距離や障壁が規程されています。今回、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」改正の、第1種保安物件の引用部分の改定で、規制内容の変更はありません。

<参考>官報 <http://kanpou.npb.go.jp/20140317/20140317h06250/20140317h062500000f.html>

1-9. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項各号又は第3項各号のいずれにも該当しないと認められる化学物質その他の同条第5項に規定する評価を行うことが必要と認められないものとして厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が指定する化学物質を定める件 〈厚生労働・経済産業・環境告示第1号〉(2014.3.24告示、同日施行)

化審法第8条第1項第3号の規定に基づき、製造数量等の届出を要しない一般化学物質が追加されました。上記化学物質を製造・輸入する事業者には適用されます。

〈参考〉電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595114002>

2. 一般情報

2-1. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく

再資源化事業計画の認定について (2014.2.28環境省)

題記法は使用済の小型家電の廃棄物の適正な処理、資源の有効利用を進めることを目的としています。今回新規7社と変更3社が、大臣認定を受け、計35社になりました。認定事業者は、市町村等が分別収集した小型家電を回収・処理する際に、本来市町村ごとに必要な廃棄物処理業の許可が不要となります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17825>

2-2. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2014.2.21環境省)

兵庫県の神戸環境クリエイト株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17777>

2-3. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2014.2.27環境省)

神奈川県横浜市のオオノ開発株式会社が、廃棄物処理法第15条に基づき、大臣認定を受けました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17816>

2-4. 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の無害化処理に係る大臣認定について (2014.3.11環境省)

北海道苫小牧市のJX金属苫小牧ケミカル株式会社が、廃棄物処理法第15条の4の4の第1項に基づき、大臣認定を受けました。法令情報1の対象施設で、本時点では大臣認定は16社になりました。大臣認定は徐々に増えており、2012年度は微量PCB絶縁油13,829t等の処理実績がありました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17873>

2-5. PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について (2014.3.20環境省)

PCB廃棄物を保管する事業者から届出された、2012.3.末の保管等の状況が公表されました。処理は進んでいますが、微量PCB汚染廃電気機器が含まれる「その他の機器等」の項目は事業所数・保管量共に増えています。低濃度と判明したものについては、上記処理も検討対象になります。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17921>

2-6. 第1種フロン類再生業の許可に関する申請要領について (2014.2.21環境省)

昨年6月に公布され、来年の4月に施行予定の、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」では、第1種特定製品＝業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器（含自販機）を使用している事業者は、漏えい量の報告義務等が、現在のフロン回収破壊法に追加されます。併せて、前記機器のフロン類充填業の登録制や再生業の許可制も実施されますが、今回は再生業の許可申請要領が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17783>

2-7. 土壌の汚染に係る環境基準の見直しについて(第1次答申)について (2014. 3. 6 環境省)

1. 1-ジクロロエチレンの土壌汚染に係る環境基準を、水質環境基準同様に0.02mg/Lから0.1mg/Lへ緩和する題記等寸書が、中央審議会会長から環境大臣へ答申されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17855>

2-8. 2012年度ダイオキシン類対策特別措置法施行状況について (2014. 3. 20 環境省)

特定施設数は大気基準適用10,401施設〔対前年比△3%〕、水質基準対象3,952施設〔同△1%〕でした。法に基づく立入検査は5,318件(全体の37%)、指導は1,831件(同13%)、命令は8件(同0%)でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17912>

2-9. 2012年度ダイオキシン類に係る環境調査結果について (2014. 3. 20環境省)

継続調査を実施している地点では、概ね前年度と同程度でした。大気と土壌は、環境基準を超過した地点はありませんでしたが、公共用水域の水質・底質及び地下水質では、それぞれ環境基準を超過した地点がありました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17911>

2-10. 廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について (2014. 3. 20環境省)

2012年度全国の廃棄物焼却施設から排出されたダイオキシン類総量の推計は、約57g-TEQ/年であり、その内訳は、一般廃棄物焼却施設から31g-TEQ/年〔対前年比△1g-TEQ/年〕、産業廃棄物焼却施設から26g-TEQ/年〔同△1g-TEQ/年〕でした。各々目標の33、35g-TEQ/年を達成しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17909>

2-11. ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)について (2014. 3. 20 環境省)

2012年における、設定対象に係る排出総量134g-TEQ/年は、目標量176g-TEQ/年を下回っており、2年連続削減目標が達成されました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17913>

2-12. 2012年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について

(2014. 3. 14 環境省)

題記法に基づく調査結果が報告されたのは689件(2003年の法施行2003年からの累計3,380件)、要措置区域等に指定された件数は466件(同1,191件)でした。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17813>

2-13. 2012年度廃家電の不法投棄等の状況について (2014. 3. 4環境省)

2012年度の全国の廃家電4品目(エアコン、テレビ、電気冷蔵庫・冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機)の不法投棄台数(推計値)は、116,500台(前年度161,400台)と、前年度から28%減少しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17839>

2-14. 2012年度化学物質の排出量・移動量の集計結果等について (2014. 3. 6環境省)

2012年度は、前年度に比べ届出排出量及び届出移動量が減少しました。また、2010年度から届出対象物質が354物質から462物質に見直されていますが、見直しの前後で継続して届出対象物質である276物質についても、届出排出量及び届出移動量が減少しました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17856>

2-15. 「低公害車ガイドブック 2013」の公表について (2014. 3. 13 環境省)

環境性能に優れた自動車の、普及のための関連情報を取りまとめた「低公害車ガイドブック2013」が公表されました。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17882>

3. 意見募集情報

3-1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による支援の拡充案に対する意見の募集について

(2014. 2. 18環境省)

現在、中小企業者等が保有するポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下PCB)は、PCB処理基金により処理費用が軽減されています。2014. 4. 1からの支援の拡充について、環境省では3. 19まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17765>

3-2. 1,1-ジクロロエチレンについて「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案」等に対する意見の募集について (2014. 3. 24環境省)

2011. 10に「排水基準を定める省令」が改正され、1,1-ジクロロエチレンの排水基準が緩和されたことを受けて、海洋投入処分を行う水底土砂等についても同様に、1-1ジクロロエチレンの判定基準の値を0.2mg/L以下から1.0mg/L以下へ緩和する改正について、環境省では4. 22まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17931>

3-3. 「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部を改正する省令案」等に対する意見の募集について (2014. 3. 17環境省)

2014. 6. 1施行予定の、①水底土砂の1,4-ジオキサンの判定基準の制定、②海防法施行令に新たに追加された液体物質等の係数の制定、③新たに国際海事機関海洋環境保護委員会で承認された物質の係数制定、④「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第2号の規定により国土交通省令で定める油性混合物のうち環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定するもの(仮称)」の新制定、が含まれる題記案について、環境省では4. 15まで意見の募集をしています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17897>

3-4. 「一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業並びに産業廃棄物処分業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令案」に対する意見の募集について (2014. 3. 17環境省)

国による福島県内の特定廃棄物の処理にあたり、飯舘村等において廃棄物処理法上の廃棄物の迅速な処理を実施するための題記案について、環境省では4. 14まで意見の募集を行っています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17894>

以上